

令和4年度 社会福祉法人指導監査結果

	法人名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
1	社会福祉法人 秋篠茜会	実地監査	評議員会の決議に、特別の利害関係を有する評議員が加わっていないことを確認していなかった。評議員会の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができないので、今後は確認を行い、その旨を議事録に記載すること。なお、確認結果の議事録への記載に代えて、開催通知又は提案書と併せて、議案に特別の利害関係を有する場合には法人に申し出ることを定めた通知を発した時等には、それを以て確認を行ったとすることも可能である。なお、決議の省略が行われた評議員会においても、決議に特別の利害関係を有する評議員の有無について確認をしなければならない。 【社会福祉法第45条の9第8項】【指導監査ガイドライン I-3(2)2】	特別の利害がある評議員の有無を議事録に記載するとともに、利害関係の有る評議員があるときは、当該評議員会の議事録に当該評議員の氏名を記載致します。
			理事会の決議に、特別の利害関係を有する理事が加わっていないことを確認していなかった。理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができないので、今後は確認を行い、その旨を議事録に記載すること。なお、確認結果の議事録への記載に代えて、開催通知と併せて、議案に特別の利害関係を有する場合には法人に申し出ることを定めた通知を発した時等には、それを以て確認を行ったとすることも可能である。 【社会福祉法第45条の14第5項】【指導監査ガイドライン I-6(1)2】	特別の利害がある理事の有無を議事録に記載するとともに、利害関係の有る理事があるときは、当該理事会の議事録に当該理事の氏名を記載致します。
2	社会福祉法人 大倭安宿苑	実地監査	無	
3	社会福祉法人 大倭滝の峯荘	実地監査	当年度に役員借入金を受けているが、借入金の契約書が未作成となっていた。役員個人からの借入金であっても、返済時期や金額など契約内容の理事会承認を得たうえで、金銭消費貸借契約書を締結し、適切な措置を講じること。	役員借入金契約書の未作成について、その内容等について会計事務所と協議し作成して、3月の新年度事業計画に係る役員会において承認を得、正式に契約書を締結します。
			現在、賞与引当金を計上しておらず、重要性確認のための金額算定もしていない。賞与支給に関連する法人規程に基づき、賞与の計算期間が当期に帰属している部分を見積り適切に処理を行うこと。 【社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項18(2)】	賞与引当金の未計上については、今後、経理規程及び法人給与規程に基づき、当期に帰属する金額算定を適切に行い、役員会の承認を得て、計上するよう是正致します。

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者へ指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	法人名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
4	社会福祉法人 きぎょう会	実地監査	<p>評議員の選任手続において、当該法人の各評議員若しくは各役員と特殊の関係にある者がいないことについて、法人において確認すること。          なお、定款第7条において、「評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊関係がある者(租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員数(現在数)の三分の一を超えて含まれることにはならない。」と規定している点についても対応すること。  <b>【社会福祉法第40条第4項及び第5項】</b></p> <p>理事の選任手続において、各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないかを確認すること。          なお、定款第18条において、「理事のいずれか一人及びその親族その他特殊関係がある者の合計数が、理事総数の三分の一を超えて含まれることにはならない。」と規定している点についても対応すること。  <b>【社会福祉法第44条第6項】</b></p> <p>令和3年4月に評議会の決議の省略により承認された理事の選任について、理事候補者として評議員会に提案する議案が、当該評議会以前の理事会において決議されていることを確認できなかった。          評議員会への理事選任の提案は、予め理事会において理事候補者の提案の承認を得て行うこと。  <b>【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項準用、社会福祉法施行規則第2条の12】</b></p> <p>監事の選任手続の過程において、各役員と特殊関係にある者が含まれていないことについて確認すること。          なお、定款第18条において、「理事(その親族その他特殊関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊関係があってはならない。」と規定している点についても対応すること。  <b>【社会福祉法第44条第7項】</b></p> <p>令和3年4月に評議会の決議の省略により承認された監事の選任について、監事候補者として評議員会に提案する議案が、当該評議会以前の理事会において決議されていることを確認できなかった。          評議員会への監事選任の提案は、予め理事会において監事候補者の提案の承認を得るとともに、監事の過半数の同意を得て行うこと。  <b>【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項及び第181条第1項準用、社会福祉法施行規則第2条の12】</b></p>	<p>評議員の選任手続において不備のあった「法人の各評議員若しくは各役員と特殊の関係にある者がいないこと」についての確認については、新たな「欠格事由に該当しないことの誓約書」様式を用いて、改めて行うこととし、3月開催の評議員会において、説明の上、徴取いたします。          なお、定款第7条の規定については削除することとし、厚生労働省が示す定款例に沿った内容に変更を行う予定です。(次年度当初に定款変更申請予定)</p> <p>理事の選任手続において不備のあった「各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないこと」についての確認については、新たな「欠格事由に該当しないことの誓約書」様式を用いて、改めて行うこととし、3月開催の定時理事会において、説明の上、徴取いたします。          なお、定款第18条の規定については削除することとし、厚生労働省が示す定款例に沿った内容に変更を行う予定です。(次年度当初に定款変更申請予定)</p> <p>令和3年4月の評議員会(決議の省略)で承認を得た理事の選任議案については、事前の理事会での理事候補者提案の決議が脱落しておりました。          今後は、このようなことのないよう法令を遵守した適正な運営に努めてまいります。</p> <p>監事の選任手続において不備のあった「各役員と特殊関係にある者がいないこと」についての確認については、新たな「欠格事由に該当しないことの誓約書」様式を用いて、改めて行うこととし、3月開催の定時理事会において、説明の上、徴取いたします。          なお、定款第18条の規定については削除することとし、厚生労働省が示す定款例に沿った内容に変更を行う予定です。(次年度当初に定款変更申請予定)</p> <p>令和3年4月の評議員会(決議の省略)で承認を得た監事の選任議案については、事前の理事会での監事候補者提案の決議、また監事の過半数の同意を得る手続きが脱落しておりました。          今後は、このようなことのないよう法令を遵守した適正な運営に努めてまいります。</p>

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	法人名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
5	社会福祉法人 近畿福音ルーテル 福祉会	実地監査	<p>評議員会の決議に、特別の利害関係を有する評議員が加わっていないことを確認していなかった。評議員会の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができないので、今後は確認を行い、その旨を議事録に記載すること。なお、確認結果の議事録への記載に代えて、開催通知と併せて、議案に特別の利害関係を有する場合には法人に申し出ることを定めた通知を発した時等には、それを以て確認を行ったとすることも可能である。 【社会福祉法第45条の9第8項】【指導監査ガイドライン I-3(2)2】</p> <p>評議員会の決議は、法令及び定款に定める事項に限り行うことができるが、評議員会(令和4年3月22日(決議の省略)及び令和4年6月17日開催)において、法令及び定款に定められていない事項について評議員会の決議が行われていたので、今後は是正すること。 【指導監査ガイドライン I-3(2)2】【社会福祉法第45条の8第2項】【定款第10条及び第35条】</p> <p>評議員会(令和4年6月17日開催)の目的である事項について、理事会の決議により定められていなかった。今後は、評議員会の目的である事項について、理事会の決議により定めること。 【社会福祉法第45条の9第10項が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条】</p> <p>令和3年度事業報告について理事会で決議されていなかった。今後は、事業報告について、理事会において決議を行うこと。 【指導監査ガイドライン I-6(1)2】【定款第35条】</p> <p>理事会(令和3年3月6日開催及び令和4年5月21日開催)の議事録において、議事の結果に係る記載が不十分又は欠如しており、理事会の決議を、議決に加わることができる出席した理事の過半数をもって行ったことが確認できなかった。また、理事会(令和4年5月21日開催)の議事録において、理事会の決議事項とその他の事項を明確に区別していなかった。今後は、理事会の決議事項とその他の事項を明確に区別し、議決に加わることができる出席した理事の過半数をもって議決が行われたことが分かるように、議事録において議事の結果を記載すること。 併せて、理事会(令和3年3月6日開催及び令和4年5月21日開催)の議事録を、必要な手続きを行ったうえで修正すること。 【指導監査ガイドライン I-6(1)2、I-6(2)1】【社会福祉法第45条の14第4項】【社会福祉法施行規則第2条の17第3項】</p> <p>理事会(令和4年5月21日開催)の議事録において、理事会の開催場所が記載されておらず、議事録の必要事項の記載が欠如していた。今後は、理事会の議事録に、理事会の開催場所を記載すること。 併せて、理事会(令和4年5月21日開催)の議事録を、必要な手続きを行ったうえで修正すること。 【指導監査ガイドライン I-6(2)1】【社会福祉法施行規則第2条の17第3項】</p>	<p>評議員会の決議に、特別の利害関係を有する評議員が加わっていないことを確認し、確認結果を議事録に記載いたします。</p> <p>評議員会の決議が、法令及び定款に定められていない事項について行われないうちは是正いたします。</p> <p>評議員会の日時、開催場所だけでなく、評議員会の目的事項についても、理事会の決議により定めます。</p> <p>今後は事業報告についても理事会において決議を行いません。</p> <p>今後は理事会の決議事項とその他の事項を明確に区別し、議決に加わることができる出席した理事の過半数をもって議決が行われたことが分かるように議事録に議事の結果を記載いたします。 令和3年3月6日、令和4年5月21日開催の議事録を、必要な手続きを行った上で修正いたします。</p> <p>今後は、理事会の議事録に、理事会の開催場所を記載いたします。 令和4年5月21日開催の議事録を、必要な手続きを行った上で修正いたします。</p>

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者へ指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	法人名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
6	社会福祉法人 こぶしの会	実地監査	<p>評議員・理事・監事・顧問の報酬規程において、支給の方法、支給時期及び支給の手段（現金支給）について明記すること。また、法人ホームページに掲載されている役員報酬規程は改正前のデータであった。最新の役員報酬規程を掲載すること。 【社会福祉法施行規則第2条の42】</p> <p>令和4年6月25日開催の定時評議員会の議事録に、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名が記載されていなかった。今後は、議事録の原本を明らかにし、改ざんを防止する観点等から、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載すること。 【社会福祉法施行規則第2条の15第3項】</p> <p>次の計算書類・注記・附属明細書及び財産目録は会計基準で定められている様式に沿って作成されていない。様式に沿った作成を行うとともに会計基準、諸規則の更新ともなう対応確認や計算書類間の整合性の確認など決算業務のチェック体制を整えること。 ①法人単位収支計算書、法人単位事業活動計算書、事業区分資金収支内訳表及び事業区分事業活動内訳表について、中区分の勘定科目を記載しているが、大区分の勘定科目のみを記載すること。 【社会福祉法人会計基準第17条第4項、第23条第4項】 【社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項 25(1)】 ②拠点区分注記について、法人全体注記の様式で作成しているため拠点区分注記の様式で作成すること。 【社会福祉法人会計基準第29条第4項】 【社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い 25】 ③基本財産及びその他の固定資産の明細書（別紙3 ⑧）について、法人全体で作成しているが、拠点区分ごとに作成すること。 【社会福祉法人会計基準第30条第1項】 【社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い第26(2)ア】 ④積立金・積立資産明細書（別紙3 ⑫）について、積立資産と積立金の対応関係を明確にし、貸借対照表及び事業活動計算書の計上と整合性を確認して記載すること。 【社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い 19】 ⑤サービス区分が2つ以上ある障害福祉サービス拠点の場合には、少なくとも拠点区分事業活動明細書（別紙3 ⑪）の作成をすること。 【社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い 26(2)ウ】 ⑥就労支援事業に関する明細書（別紙3 ⑮から⑰）について、作成が必要な明細について整理すること。また、作業種別ごとの区分を記載する場合には、経費を按分して記載すること。 【社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い 26(2)エ】 ⑦財産目録について、取得年度、使用目的、取得価額、減価償却累計額等を記載し、記載上の留意事項に沿って作成すること。 【社会福祉法人会計基準第34条】 【社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い 27】</p> <p>拠点区分間繰入の取引が法人単位資金収支計算書及び法人単位事業活動計算書に計上されている。 また、サービス区分間繰入の取引が上記計算書類に加えて、資金収支内訳表、拠点区分資金収支計算書、事業活動内訳表及び拠点区分事業活動計算書に計上されている。 拠点区分間繰入取引及びサービス区分間繰入取引は内部取引であるため適切な段階で相殺消去を実施したうえで計算書類を作成すること。 【社会福祉法人会計基準第11条】</p>	<p>令和5年3月17日理事会において役員報酬規程を改訂し、支給の方法、支給時期及び支給の手段を記載しました。法人ホームページへ掲載は3月31日に完了する予定です。</p> <p>令和5年6月実施予定の令和4年度会計に係る定時評議員会より、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載します。令和4年6月25日開催の定時評議員会の議事録作成にかかる職務を行った者の氏名は令和4年度会計に係る定時評議員会において報告を行い、その内容を議事録に記載します。</p> <p>①法人単位収支計算書、法人単位事業活動計算書、事業区分資金収支内訳表及び事業区分事業活動内訳表について大区分のみ記載する様式に令和4年会計年度から計算書式を改めます。 ②拠点区分注記について、法人全体注記の様式から拠点区分注記の様式に令和4年会計年度から様式を改めます。 ③基本財産及びその他の固定資産の明細書を拠点区分ごとに作成する様式を令和4年会計年度から改めます。 ④積立金・積立資産明細書について、積立資産積立金の対応関係の明確化、貸借対照表及び事業活動計算書の整合性がとれた計算書類の作成を令和4年度決算時に実施します。 ⑤サービス区分が2つ以上ある障害福祉サービス拠点に拠点区分事業活動明細書を令和4年会計年度より作成します。 ⑥就労支援事業明細書について別紙3⑮については作業種別を省略した表記とします。また別紙3⑯⑰「就労支援事業製造原価明細書」及び「就労支援事業販管費明細書」は省略し、別紙3⑱「就労支援事業明細書」へまとめることとします。 ⑦財産目録について、取得年度、使用目的、取得価格、減価償却累計額を記載した様式に令和4年会計年度から改めます。</p> <p>法人単位資金収支計算書及び法人単位事業活動計算書において拠点区分間繰入取引及びサービス区分間繰入取引の相殺消去を実施した上での計算書類の作成を令和4年度決算より実施します。</p>

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	法人名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
7	社会福祉法人 こまどり会	実地監査	令和4年度第1回評議員会において、評議員会で法令及び定款で定めのない事項である経理規程の変更について決議を行っていたが、評議員会は法令及び定款で定める事項に限り決議を行うことができる。今後は、法令及び定款第10条(権限)に定めのある事項のみ評議員会で決議すること。 【社会福祉法第45条の8第2項】	令和4年度第1回評議員会において、法令及び定款で定めのない事項である経理規程の変更についての決議は本来必要なく、理事会でのみ決議される議案であるにも拘わらず、評議員会の議題としてしまいました。 今後定款及び法令を遵守して、評議員会では評議員会での権限に沿った決議案件のみを議案として行う事を遵守いたします。
			決議の省略を行った令和3年度第1回理事会において、提案された第6号議案(評議員選任候補の推薦)及び第7号議案(評議員選任・解任委員会の招集)について、同意書による理事の同意を得ておらず、両議案については決議があったものとはみなされない。決議の省略においては、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員の同意書を得ること。 また、理事会による評議員選任候補の推薦について決議があったものとはみなされないため、「選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。」と規定する定款第6条第3項に反している。評議員は、定款の定めるところにより、選任すること。 【社会福祉法第39条、第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条】	決議の省略を行った令和3年度第1回理事会において、議案にあった(評議員選任候補の推薦)及び(評議員選任・解任委員会の招集)について同意書の記載不備により理事の同意、承認を得ていない状況となり、決議の承認を理事から得られないまま評議員選任候補の擁立及び評議員選任・解任委員会の開催が行われてしまった体裁となってしまいました。コロナ禍による決議省略の理事会でしたが、今後各決議の内容ごとに同意書が必要な決議には、不備のないよう取り計らい理事会、評議員会を行っていく所存です。
8	社会福祉法人 サンライフ	実地監査	評議員の選任手続において、当該法人の各評議員若しくは各役員と特殊の関係にある者がいないことについて、法人において確認すること。 なお、定款第7条において、「評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊関係がある者(租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員数(現在数)の三分の一を超えて含まれることにはならない。」と規定している点についても対応すること。 【社会福祉法第40条第4項及び第5項】	次回の改選時より改善いたします。
			理事の選任手続において、各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないかを確認すること。 なお、定款第18条において、「理事のいずれか一人及びその親族その他特殊関係がある者の合計数が、理事総数の三分の一を超えて含まれることにはならない。」と規定している点についても対応すること。 【社会福祉法第44条第6項】	次回の改選時より改善いたします。
			監事の選任手続の過程において、各役員と特殊関係にある者が含まれていないことについて確認すること。 なお、定款第18条において、「理事(その親族その他特殊関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊関係があってはならない。」と規定している点についても対応すること。 【社会福祉法第44条第7項】	次回の改選時より改善いたします。
			平成26年度の理事会の議事録を紛失して保存できていなかった。理事会の議事録は、理事会の日から主たる事務所に10年間、従たる事務所に5年間備え置くこと。 【社会福祉法第45条の15】	適切に保管を行います。
			資金収支計算書で予算より決算実績が超過した科目があり、大区分の勘定科目の差引金額や乖離率の観点から軽微な範囲とは判断できない。 毎年度、月次報告の過程で予算の執行状況の評価を行い、予算からの乖離が多額になる場合には補正予算を編成すること。 【社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項 2(2)】	今後、毎年度、毎月の月次報告の過程で、予算と実績との比較によって予算の執行状況の評価を行い、予算からの乖離が多額な場合は、乖離が判明した翌月に補正予算案を編成の上、翌々月の評議員会で決定することとした。

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	法人名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
			<p>賞与引当金、退職給付引当金の会計処理において、前年度の引当金残高を全額取崩して拠点区分事業活動計算書の特別収益に戻入益として計上している。また、引当金明細書(別紙3⑨)も目的外取崩しとして記載している。</p> <p>しかし、賞与は通常通り支給されており、退職金も退職者への支給のみであり、制度の見直しなど目的外取崩しとなるような通例でない事象は発生していない。</p> <p>そのため、賞与支給による引当金の取崩しは目的使用であり戻入益にはならない。仮に賞与引当金の過不足が発生した場合には、その性質によりサービス活動増減の部で処理すべきものである。</p> <p>また、退職給付引当金は簡便法を採用しており、期首の退職給付に係る負債残高から当期退職給付の支払額を控除した後の残高と、期末の退職給付に係る負債との差額を計上するものであることから、通常戻入益は発生しない。</p> <p>一般的な会計基準及び経理規程細則に準拠し適切な会計処理を行い、拠点区分事業活動計算書へ計上し、引当金明細(別紙3⑨)も作成すること。</p> <p>【社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い 18、社会福祉法人新会計基準に関するパブリックコメントの結果について 110、経理規程細則12、13】</p>	<p>令和5年3月期の決算処理において、賞与引当金・退職給付引当金共に、一般的な会計基準及び経理規程細則に準拠し適切な会計処理を実施すると共に、引当金明細(別紙3⑨)も作成することとした。</p>
			<p>関連当事者取引の注記として、土地の賃借取引が記載されているが関連する差入保証金の記載が漏れている。また、取引金額は個人だけでなく法人との取引も合算して記載している。</p> <p>関連当事者注記を記載する場合には、取引相手ごとに網羅的に取引を把握して記載すること。また、差入保証金の水準については契約締結時の理事会で判断したとのことであるが、議事録の現物は紛失している状況であること及び借地権相当額を保証金として差し入れていることから、契約終了時に返還される契約履行を保証するために差し入れる保証金と返還されない借地権の購入相当の権利金を混同しておらず、地域の商習慣に照らして相当の水準であることの説明資料を整え差入保証金の根拠資料として保存すること。</p> <p>【社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い 22】</p>	<p>関連当事者取引の注記については、記載漏れを改善し、取引相手ごとに網羅的に取引を把握した上で、別紙添付資料のような注記とした。</p> <p>また、差入保証金の計上の根拠資料として、計上根拠を説明した資料を作成した上で、それぞれに対応する賃貸借契約書に添付して保存する予定です。</p>
9	社会福祉法人 史明会	実地監査	<p>令和3年度第2回の評議員会(令和3年11月26日開催)において、合計5議題について決議しているが、そのうち2議題については、理事長から評議員に通知されていなかった。今後は評議員会の目的である事項について、理事長から評議員会の日の1週間前までに評議員に通知すること。</p> <p>【社会福祉法第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第182条】【定款第12条】</p>	<p>評議員会の開催については、今後、理事会の決議により評議員会の日時、場所及び議題等を定め、評議員会の1週間前までに書面により評議員に招集通知を发出してまいります。</p>
			<p>評議員会の決議は、法令及び定款に定める事項に限り行うことができるが、令和3年度第2回の評議員会(令和3年11月26日開催)及び令和4年度第1回の評議員会(令和4年6月、決議の省略)において、法令及び定款に定められていない事項について評議員会の決議が行われていたため、今後は是正すること。</p> <p>【指導監査ガイドライン I-3(2)2】【社会福祉法第45条の8第2項】【定款第10条】</p>	<p>今後、評議員会開催時での決議事項については、史明会定款第10条に規定されている第1号から第9号までの事項のみを決議していくことを徹底してまいります。</p>
			<p>当年度の運営資金の借入金については理事長承認、理事会への報告事項で実施している。しかし、運営資金の借入については定款細則の理事長専決事項に定められておらず、その他重要な業務執行の決定(理事長等に委任されていない事業執行の決定)に該当するので、理事会の決議をとること。</p> <p>【指導監査ガイドライン I-6(1)2】</p>	<p>令和3年度での独立行政法人福祉医療機構からの新型コロナウイルス対応支援資金の借入について、次回開催(令和5年2月中旬頃:対面決議)される理事会において議案として提出するとともに、既にコロナ対応資金として活用された状況等を併せて報告してまいります。</p>

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者へ指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	法人名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
10	社会福祉法人 東大寺福祉事業団	実地監査	令和3年6月25日開催の定時評議員会の招集通知が、評議員会の招集について議決した理事会の開催日より前に発出されていた。評議員会の招集については、理事会の決議により評議員会の日時・場所・議題等を定め、期限までに評議員員に通知をすること。 【社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条及び第182条】	令和4年6月21日開催の定時評議員会よりは是正しました。
			随意契約の締結に関して、随意契約理由書の作成、見積り合わせの実施及び契約書又は請書の作成がされていないものが散見された。随意契約を締結する場合には経理規程第73条第1項各号に該当する理由の明示、第73条第4項による見積り合わせの実施及び第74条、第75条による契約書又は請書の作成を行うこと。	入札に適さない案件であり、選定理由書を整備します。 また、契約書についても徹底致します。
11	社会福祉法人 中川会	実地監査	報酬等支給基準として公表されている「役員報酬について(平成29年4月1日付)」では「役員等の報酬につきましては支給しない」とされているにもかかわらず、平成30年3月24日に施行された「役員退職金規程」において、法人に勤務する理事及び監事について理事報酬・職員給与に基づいて算定された退職金を理事会が決定する内容となっている。 報酬等には退職金も含まれるため、報酬等支給基準と役員退職金規程の内容について齟齬が生じている状況につき、評議員会の承認等適正な手続きを経て解消の上、報酬等支給基準及び役員退職金規程について遅滞なくインターネットの利用により公表すること。 【社会福祉法第45条の35第1項及び第2項、第59条の2第1項、社会福祉法施行規則第10条第1項】	報酬等支給基準と役員退職金規程の内容について、評議員会の承認等、適正な手続きを経た上でその齟齬を解消し、ホームページ上で公表致します。
			役員退職金規程に基づき役員に対する退職金は退職給付費用及び退職給付引当金に含めて計上している。 役員退職金規程に基づき役員の職務執行の対価に対する当年度の負担すべき金額を計上する場合には、役員退職慰労引当金繰入及び役員退職慰労引当金として退職給付費用及び退職給付引当金とは別に計上すること。 【社会福祉会計基準上の運用上の取り扱い 18条4項】	役員退職金規程に基づき役員の職務執行の対価に対する当年度の負担すべき金額を計上する場合、ご指導のとおり、退職給付費用及び退職給付引当金とは別に計上致します。

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	法人名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
12	社会福祉法人 奈良苑	実地監査	<p>令和4年10月の評議員会において、退職した理事又は監事の退職慰労金について規定する役員退職慰労金規程を定めるとともに、死亡退職した理事(前理事長)に対する役員慰労金の額を決定し、同月に理事の遺族である現理事長に支給している。このことは、役員の報酬等について無報酬と定めている社会福祉法人奈良苑定款第21条の規定に反しているため、速やかに是正すること。</p> <p>事業区分間、拠点区分間及びサービス区分間において資金の繰入を行っているが、繰入の附属明細書(別紙3④及び③)の記載では繰入元、繰入先、その財源及び使用目的等の整理ができておらず資金繰入の規制に準拠しているかの判断が困難となっている。資金繰入の内容について整理を行い、明瞭な附属明細書の作成及び適切な範囲内での繰入を行うこと。</p> <p>また、次の資金繰入については、それぞれの繰入規制に抵触している可能性があるため対応関係を整理後、抵触している相当額については戻入を行うこと。</p> <p>①公益事業区分から収益事業区分への繰入は認められていない。 【社会福祉法人審査基準第12(6)】</p> <p>②保育所から他の社会福祉事業拠点への運営等に要する経費の繰入は、前期末資金残高から行うことができるが、理事会の承認が必要である。 【子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について3(2)】</p> <p>③特別養護老人ホームから施設報酬を財源として他の社会福祉事業への繰入は、事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内で可能であるが、今年度の特別養護老人ホームの当期資金収支差額合計はマイナスであるためマイナス相当額については繰入することはできない。 【特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について第23(1)】</p>	<p>令和4年10月役員会(理事・評議員会)での決定事項は第21条の規定に反しているため無効とし、令和5年1月31日付に返金頂いた。</p> <p>また、定款の役員報酬等について、無報酬と定めている内容は、現時点では変更する予定はありません。</p> <p>附属明細書別紙3④及び③について 当該別紙については、財源等を明確に整理できるように今後は作成いたします。また、明確に整理することにより、資金の繰り入れを適正な範囲で行うように努めます。</p> <p>繰入規制の抵触について ①公益事業区分から収益事業区分への繰入について 当法人の収益事業に区分されている事業は、もともとは従業員の社宅の有効活用という意味で従業員以外にも賃貸しているという賃貸業です。そのため、経費などの処理が公益事業と収益事業の境界が明白になってなかった部分もありました。 本監査年度では公益事業区分から収益事業区分への繰入が生じてしまいましたが、過年度においては、平成28年度では171,000円、平成29年度では419,423円、平成30年度では520,951円、平成31年度では268,108円、合計1,379,482円、収益事業区分から公益事業区分へ繰り入れがされているという状況です。よって、公益事業の資金を収益事業に流用したという認識はありませんでした。 今後は、公益事業区分から収益事業区分への繰入をすることのないように、一定の資金を留保しておくなどの対策を講じます。</p> <p>②保育所から他の社会福祉事業拠点への繰入について 今後は保育所から他の社会福祉事業拠点への繰入は、極力行わないような運営に努めますが、繰入が必要な際は前期末資金残高から行い、理事会の承認も得るようにいたします。</p> <p>③特別養護老人ホームからの他の社会福祉事業への繰入について 本監査年度では当期資金収支差額は、ご指摘のとおり416万円程度のマイナスでした。 今後はご指導のとおり、特別養護老人ホームの資金について適切に処理するように留意します。当法人では、預金を本部で管理している関係上ご指摘のような状況が発生してしまっていると考えます。今後はサービス区分ごとに適正な預金残高を配分するというような方法などを検討して改善していくように努力いたします。</p>

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者へ指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。



	法人名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
13	社会福祉法人 奈良市和楽園	実地監査	役員及び評議員の報酬等に関する規程において、報酬の支給の方法(支給時期、支給手段等)及び形態(現金か現物か)について明記すること。【社会福祉法施行規則第2条の42】	次回理事会(5月開催)・評議員会(6月開催)で規程改正(変更)の決議をいたします。
			評議員会の決議は、法令及び定款に定める事項に限り行うことができるが、令和3年度定時評議員会(令和3年6月14日開催)及び令和4年度定時評議員会(令和4年6月17日)において、法令及び定款に定められていない事項について評議員会の決議が行われていたため、今後は是正すること。 【指導監査ガイドライン I-3(2)2】【社会福祉法第45条の8第2項】【定款第10条】	評議員会で法令・定款に定められていない事項の決議について、令和5年3月の評議員会よりは是正いたしました。
			評議員会の決議に、特別の利害関係を有する評議員が加わっていないことを確認していなかった。評議員会の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができないので、今後は確認を行い、その旨を議事録に記載すること。なお、確認結果の議事録への記載に代えて、開催通知又は提案書と併せて、議案に特別の利害関係を有する場合には法人に申し出ることを定めた通知を発した時等には、それを以て確認を行ったとすることも可能である。なお、決議の省略が行われた評議員会においても、決議に特別の利害関係を有する評議員の有無について確認をしなければならない。 【社会福祉法第45条の9第8項】【指導監査ガイドライン I-3(2)2】	評議員において特別の利害関係のないことを書面で提出の上確認いたしました。次回評議員会より確認します。
			理事会の決議に、特別の利害関係を有する理事が加わっていないことを確認していなかった。理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができないので、今後は確認を行い、その旨を議事録に記載すること。なお、確認結果の議事録への記載に代えて、開催通知と併せて、議案に特別の利害関係を有する場合には法人に申し出ることを定めた通知を発した時等には、それを以て確認を行ったとすることも可能である。 【社会福祉法第45条の14第5項】【指導監査ガイドライン I-6(1)2】	理事において特別の利害関係のないことを書面で提出の上確認いたしました。次回理事会より確認します。
			理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないと定款第19条第3項に規定しているが、年1回しか報告を行っていなかった。今後は定款に則り適切に報告を行うこと。【社会福祉法第45条の16第3項】	定款に定めている業務執行報告を年2回以上するように是正いたしました。 11月理事会・3月理事会で業務執行報告を致しました。
			特別養護老人ホームより他の社会福祉事業へ資金の繰入を行っている。しかし、他の社会福祉事業への施設報酬を主たる財源とする資金の繰入は事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において可能であるが、当該拠点の事業活動資金収支差額と当期資金収支差額合計はマイナスであるため当期は繰入することはできない。そのため、当期に他の社会福祉事業へ繰り入れた資金の戻入を行うこと。 【特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について第2の3(1)】	会計区分間の資金繰入について、資金不足が生じないように繰入をいたします。会計年度内繰入については、顧問会計事務所と協議の上検討します。
			特別養護老人ホームから他の社会福祉事業へ資金の貸付が「拠点区分間長期貸付金」「事業未収金」「立替金」の勘定科目で行っている。また、養護老人ホームから他のサービス区分へ資金の貸付を行っている。しかし、特別養護老人ホームから他の社会福祉事業への施設報酬を主たる財源とする貸付や養護老人ホームからの資金の貸付は同一年度内で精算する必要がある。そのため、年度内に精算を実施するなど対応を検討すること。 【特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について第2の3(4)】【社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について5(2)】	社会福祉事業間の貸付金等について、同一年度内で精算実施いたします。

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者へ指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	法人名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
14	社会福祉法人 ならのは	実地監査	本通知による指摘の内容及びその是正の内容については、評議員会又は理事会等において、評議員、理事及び監事に適切に報告し、理解を得ること。	4月に理事会、評議員会を開催し是正改善を要する事項及び口頭で指導した事項の報告をし、理解を得ました。
			役員及び評議員の報酬等規程において、支給の方法(支給の時期、支給の手段等)について追記すること。 【社会福祉法施行規則第2条の42】	役員報酬規程を3月評議員会にて第7条(報酬等の支給方法)に記載し決議しました。4月1日より適用することとなりました。
			評議員会の決議に、特別の利害関係を有する評議員が加わっていないことを確認すること。なお、招集通知又は提案書と併せて、議案に特別の利害関係を有する場合は法人に申し出ること を定めた通知を発した時等には、それをもって確認を行ったとすることも可能である。なお、決議の省略が行われた評議員会においても、決議に特別の利害関係を有する評議員の有無について確認すること。 【社会福祉法第45条の9第8項】	招集通知にて利害関係の有無を確認します。3月に評議員会を「議事の省略・書面決議」としましたが、特別の利害関係を有するかどうかを各議案ごとに回答となりました。 今後の評議員会では招集通知又は議案書にて確認することといたします。
			令和3年度において、定時評議員会が6月末までに開催されていなかった。定時評議員会は毎年6月末までに開催すること。 【社会福祉法第45条の9第1項、定款第12条】	今後のいかなる時も定時評議員会は定款通り6月末日までに開催します。期日を遅れることなく注意を徹底します。
			2021年8月の評議員会において、定款11条に規定していない事項について決議を行っていた。評議員会の決議は、法令及び定款に定める事項についてのみ決議の対象とすること。 【社会福祉法第45条の8第2項】	評議員会においての決議は、法令及び定款第11条に定める事項についてのみ決議の対象とします。 定款細則、定款細則別表を作成
			2021年8月より2022年6月において、決議の省略により行われた評議員会議事録について、定款第14条の規定により、議決に加わることができる評議員全員が同意の意思表示をしたときに、評議員会の決議があったと見なされるので、決議のあったものとみなされた日は、議決に加わることができる評議員全員の同意書が全て到達した日以降とすること。 また、評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容が記載されていない議事録があったため、適切に記載すること。 なお、評議員会決議の省略の根拠法令の条項の誤りについても訂正すること。 【社会福祉法第45条の9第10項が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条、社会福祉法施行規則第2条の15第4項】	決議の省略において評議員全員の同意書がすべて到達そろった日を決議日といたします。 また、決議があったものとみなす事項の内容が記載されるよう、細心の注意を払い議事録の作成をいたします。評議員会決議の省略の根拠法令の条項の誤りの無いように注意を払い記述いたします。 上記指摘事項は訂正いたしました。
			2022年6月の評議員会の決議の省略において、評議員1名の同意を得ていない。速やかに当該評議員より同意を得ること。 【社会福祉法第45条の9第10項が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条】	先期5月に議事の省略・書面決議にて同意を得ていない評議員に同意を得ました。
			評議員選任解任委員会において、評議員の選任にあたり、定款第6条第3項に定める理事会による選任候補者の推薦を事前に行っていない。評議員は定款の定めるところにより、選任すること。 【社会福祉法第39条、定款第6条】	今後は定款第6条第3項の通り、評議員選任解任委員会に諮る前に、必ず理事会にて評議員の選任候補者の推薦を行います。
			理事会の決議に、特別の利害関係を有する理事が加わっていないことを確認すること。 なお、招集通知又は提案書と併せて、議案に特別の利害関係を有する場合は法人に申し出ること を定めた通知を発した時等には、それをもって確認を行ったとすることも可能である。なお、決議の省略が行われた理事会においても、決議に特別の利害関係を有する理事の有無について確認すること。 【社会福祉法第45条の14第5項】	招集通知にて利害関係の有無を確認します。3月に理事会を「議事の省略・書面決議」としましたが、特別の利害関係を有するかどうかを各議案ごとに回答となりました。 今後の理事会では招集通知又は議案書にて確認し3人以上のチェックすることといたします。

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者へ指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	法人名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
			<p>評議員の解任にあたり、解任の提案を理事会が行う等、定款第6条に規定する手続きが取られていなかった。評議員の解任にあたっては、定款及び評議員選任・解任委員会運営細則に基づき適正な手続きにより行い、その旨を記録すること。 【社会福祉法第39条第1項、定款第6条】</p> <p>2021年8月から2022年5月までに、決議の省略により行われた理事会議事録について、定款第28条第2項の規定により、監事が異議を述べたときを除き、議決に加わることのできる理事全員が同意の意思表示をしたときに議決があったものとみなされるので、決議のあったものとみなされた日は、議決に加わることができる理事全員の同意書が到達した日とすること。 また、議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名及び理事会の決議があったものとみなされた事項の内容が、記載されていない議事録があったため、記載すること。 なお、決議事項の提案日が誤っていた議事録があったため訂正すること。 【社会福祉法第45条の14第9項が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条、社会福祉法施行規則第2条の17第4項第1号】</p> <p>理事1名について、定款第17条に定める評議員会の決議による選任を行っていなかった。理事の選任は、予め理事会において理事候補者の提案の承認を得たうえで、評議員会の決議により選任しなければならないため、定款第17条の規定に基づき速やかに適正に理事の選任の手続きを行うこと。 【社会福祉法第43条第1項】</p> <p>登記事項である理事長の氏名、住所及び資格について、変更が生じたときから2週間以内に登記する必要があるが、令和3年8月に理事長が重任しているのも係わらず、未だ登記を行っていない。直ちに登記を行うこと。 また、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から3月以内に登記を行う必要があるが、未だ登記を行っていない。直ちに登記を行うこと。 【社会福祉法第29条第1項、組合等登記令第3条】</p> <p>経理規程の項目がモデル経理規程に比べて少ない。適切な経理事務を確保するためにも下記の例示の項目を含め、実務に必要な項目については経理規程に追加・修正すること。 なお、括弧書きの条項はモデル経理規程のものを記載している。 ・社会福祉充実計画に関する事項がない。(第2条第12項、第78条、第79条) ・金額の単位の規定がない。(第5条) ・会計伝票について会計責任者の承認規定がない。(第13条第3項) ・月次報告の規定がない。(第32条) ・固定資産の現物管理の規定がない(第52条) ・計算書類の作成から開示・所轄庁への届出についての記載不足及び実態と不整合(第63条～第68条) ・現行の経理規程第15条及び第20条で予算及び補正予算の承認は理事会で確定するとしているが、定款第33条第1項では評議員会の承認が必要であるため修正すること。 ・現行の経理規程第55条の注記事項には、会計基準の変更により、法人全体注記に記載している「15.合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け」に対応する項目を追加すること。 ・現行の経理規程第56条第3項で計算関係書類は理事会で確定するとしているが、定款第34条第2項により評議員会まで承認が必要であるため修正すること。 ・随意契約についての現行の経理規程第63条の条項が古い、見積合わせの規定がないため修正すること。(第74条) また、これらの条項を整備したうえで、会計伝票の会計責任者の承認、月次報告や固定資産の現物管理についての理事長への報告証跡を残すように留意すること。 【社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項 1(1)(4)】 【平成29年版 社会福祉法人モデル経理規程 全国社会福祉法人経営者協議会】</p>	<p>3月に議事の省略・書面決議にて遅れさせながら、離任希望評議員の申し出を報告し解任の提案を理事会で決議しました。 首信不通の評議員の方ですが4月25日理事会にて評議員選任解任候補者が決議され同29日に評議員選任解任委員会にて解任の決議をいたしました。 同時に、定款細則に基づき適正な手続きができるよう定款細則別表の新設を決議しました。</p> <p>決議の省略において理事全員の同意書がすべて到達そろった日を決議日といたします。 また、決議があったものとみなす事項の内容が記載されるよう、細心の注意を払い議事録の作成をいたします。理事会決議の省略の根拠法令の条項の誤りの無いように注意を払い記述いたします。 議事録には議事録作成に係る職務を行った理事の氏名及び決議事項を記載いたします。 決議事項の提案日も誤りなく明記します。 上記指摘事項は訂正いたしました。</p> <p>理事1名の選任について、定款17条に定める通り理事会での理事推薦候補者を提案の承認を得たうえで、評議員会により選任の決議されました。 別の理事1名については2022年3月26日決議されているが指摘があったため再度決議いたしました。</p> <p>4月11日に役員に関する事項及び資産変更の登記を完了いたしました。</p> <p>経理規程を【平成29年度版 社会福祉法人モデル経理規程 全国社会福祉法人経営者協議会】をモデル経理規程とし整備しました。 ・社会福祉充実計画に関する事項を新設。 ・金額の単位を第5条に新設。 ・会計責任者の承認規程を追記。 ・月次報告の条項を追記。 ・固定資産の現物管理の規程を追記。 ・計算書類作成から開示・所轄庁への届け出しについてモデル規程62条から67条までを修正追記。 ・予算及び補正予算の承認を評議員会での承認必要と改定。 ・第61条「15.合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受」に対応する項目を作成。 ・変更前の条文56条、57条を削除し新しいモデル規程の6条項を追記及び評議員会の承認を加える。 ・随意契約を現行のモデル規程に改定。 今後、会計責任者の承認、月次報告や固定資産の現物管理についての理事長への報告証跡を残していきます。</p>

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者へ指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	法人名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
			計算書類、注記、附属明細書及び財産目録など計算関係書類等について様式不備、記載誤り、書類間の不整合が散見された。 計算関係書類等の承認を受ける理事会の提出前までに適切な計上及び記載を行うとともに、計算関係書類等の誤りや不整合を発見する精度を高めるため、適切な外部の会計専門家の活用を図るなどチェック体制の構築・見直しを行うこと。	指摘事項の様式不備・不整合が散見されることについて、監事及び顧問会計事務所と今後の対策について福祉会計専門ソフト会社のアドバイスも含めて検討中。検討の結果他顧問依頼も含めて改善することを考えています。
15	社会福祉法人 奈良万葉会	実地監査	理事会(令和4年2月、決議の省略)の議事録において、理事会の決議があったものとみなされた事項の内容の一部が記載されていなかったため、今後は漏れなく記載すること。 【社会福祉法規則第2条の17第4項第1号】  評議員選任・解任委員会は定款6条第3項において「監事1名、事務局員1名、外部委員1名」で構成すると規定されているが、令和3年3月1日以降において評議員選任・解任委員は「事務局員1名、外部委員2名」であった。評議員選任・解任委員会の構成員について定款における規定に反しており、定款の定めに従って評議員を選任していない。今後は、定款の定めに従って評議員を選任すること。 【定款第6条第3項】	今後は記載漏れがないよう、気を付けて議事を進めていきたいと思っております。  3月(29日予定)の補正予算理事会で監事の選定を行い、定款通りになりますので、ご容赦ください。
16	社会福祉法人 南都栄寿会	実地監査	無	
17	社会福祉法人 福寿会	実地監査	評議員会の議事録には、評議員会に出席した理事の氏名及び議事録の作成に係る職務を行った者の氏名も記載すること。 【社会福祉法施行規則第2条の15】  役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程別記1において、理事・監事の報酬は「理事会・評議員会出席 1人一律15,000円」と規定しているが、理事会・評議員会出席以外の業務の従事に対して報酬が支払われていた。報酬等の支給の基準に従って、理事、監事及び評議員に対する報酬等を支給すること。また、必要に応じて報酬等の支給の基準を改めること。 【社会福祉法第45条の35】  特別養護老人ホーム「平城園」及び「ならやま園」から他の社会福祉事業へ資金の貸付を行っている。しかし、特別養護老人ホームから他の社会福祉事業への施設報酬を主たる財源とする貸付は同一年度内で精算する必要がある。そのため、年度内に精算を実施するなど対応を検討すること。 【特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について 第2の3(4)】	次回、令和5年3月23日開催予定の評議員会議事録作成時より、出席理事及び議事録作成者の氏名を記載するようにいたします。  役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程に、報酬内容・金額を追記いたします。令和5年3月8日の理事会・令和5年3月23日の評議員会に諮り、一部改正します。  ご指摘の介護事業から保育事業への資金貸付の件についてですが、登美ヶ丘マミーズ保育園は令和元年12月に奈良市の事業認可を受け、開園いたしました。事業認可を受けるにあたり提出した施設整備計画において、整備費用の財源として奈良市からの補助金その他、福祉医療機構等の外部からの借入れではなく自己資金で賄う計画を提出のうえ承認を頂いた次第です。登美ヶ丘マミーズ保育園が、本法人では初めて実施する保育事業であり、その建設を自己資金で賄うということは、介護事業から建設資金の貸付け又は繰入れを行うということであり、そのことも併せて承認いただいたものとの認識でございました。今回の法人指導監査でご指摘を受け、指導内容に書かれている通知があることも承知しておりますので、保育事業から介護事業へ貸付資金の返済を行ってまいりたいと考えております。しかし、ご承知の通り、現在の保育事業の収支状況では一括返済できる状況にないため、法人内で5年間の中期計画を策定のうえ、その計画に沿って貸付資金の返済を行ってまいります所存です。何卒ご理解の程よろしくお願ひ申し上げます。

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者へ指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	法人名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
18	社会福祉法人 大和まほろば会	実地監査	変更の認可を受けたにもかかわらず、変更後の定款がインターネットの利用(法人ホームページ等)により公表が行われていないため、速やかに公表すること。 【社会福祉法第59条の2、社会福祉法施行規則第10条】	変更後の定款について、ホームページに掲載いたしました。
			令和4年5月の理事会議事録において、評議員会の開催に係る事項のうち、評議員会の開催場所の記載を欠く一方、議題についても予定していない内容が含まれていた。評議員会の開催に係る事項については、理事会で決議を行い、誤りなく、議事録に記載すること。 【社会福祉法第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条】	評議員の開催に係る事項については、理事会の議事録に正確に明記します
			育児休業規程及び介護休業規程の改正については令和3年3月の理事会において、就業規則の変更及び給与規定の改正については令和4年3月の理事会で承認を得ているにもかかわらず、令和4年12月13日の時点で労働基準監督署に届け出ていないことから、現に適用される就業規則等が不明確な状況となっているため、早急に改正した就業規則等を労働基準監督署に届出するとともに、当該規則等を労働者に周知すること。 【労働基準法第89条及び第106条】	就業規則については、令和5年3月に労働基準監督署に届出を行いました。その他の規定についても所定の届け出を行います。
			令和3年度の理事会において理事長が職務執行に関する報告を令和4年3月の1回しか行っていなかった。令和4年度の理事会においても令和4年12月の時点で理事長が職務執行に関する報告は行っていなかった。理事長は、定款第17条の規定に従い、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行に関する報告を行うこと。 【社会福祉法第45条の16第3項】	今後は、臨時の理事会等で年2回以上の業務執行報告を行うようにいたします。
			毎会計年度終了後3月以内に、奈良市に計算書類等及び財産目録等を届け出なければならないが、平成30年度以降、毎年度期限までに届け出ていない。今後は、毎会計年度終了後3月以内に、奈良市に届出を行うこと。 【社会福祉法第59条】	期日内に届出を行います。
			預金残高について、期末において残高証明を取っておらず、通帳についても期末以前の記帳残高となっている口座もあり、期末時点での残高確認手続を実施した証跡が確認できなかった。期末においては残高証明により銀行残高と帳簿残高を照合すること。また、長期間利用していない口座も見受けられるため管理コスト及びリスクの観点からも整理を検討すること。 【経理規程第30条第2項】	次年度に向けて、適正な処理を検討し、改善いたします。
			現金管理について、現金出納帳には月末残高が記載され会計責任者の確認印を押印しているが、日次での残高の記載はなく現金実査による照合証跡が確認できなかった。現金については毎日の現金出納終了後、残高と帳簿の照合を実施し確認証跡を残すこと。 【経理規程第30条第1項】	次年度に向けて、適正な処理を検討し、改善いたします。
			会計伝票は出力しておらず、経理規程第13条第3項に則った承認印又は承認のサインを受けていない。 会計伝票の出力、押印等が実務的でない場合には、月次で仕訳一覧表を出力し、会計責任者が定期的に証憑の確認を行い、仕訳一覧表に承認印を行うなどの内部牽制体制を整備し、経理規程もその旨を追加すること。	経理規程の改正を行うとともに、適正な処理を検討し、改善いたします。

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者へ指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。